

第 1 回 栗 原 地 域 合 併 協 議 会 会 議 録

召集年月日	平成15年 7月 3日(木曜日) 午後 2時00分			
召集の場所	築館町農村環境改善センター(築館町ふるさとセンター)			
開閉会の日時 及び宣告人	開会	平成15年 7月 3日(木)午後 2時00分	会 長	菅 原 郁 夫
	閉会	平成15年 7月 3日(木)午後 3時43分	副会長	千 葉 徳 穂
出 席 者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	会 長	菅 原 郁 夫	委 員	菅 原 登
	副 会 長	千 葉 徳 穂	"	高 橋 光 治
	"	佐 々 木 幸 一	"	遠 藤 實
	委 員	大 関 健 一	"	茂 泉 文 男
	"	中 嶋 次 男	"	長 谷 川 厚 子
	"	佐 藤 覚 次 郎	"	白 鳥 英 敏
	"	山 田 悦 郎	"	三 浦 徹 也
	"	葛 岡 重 利	"	中 嶋 太 一
	"	佐 藤 小 弥 太	"	高 橋 伸 幸
	"	鹿 野 清 一	"	佐 藤 多 恵 子
	"	佐 藤 千 昭	"	武 田 正 道
	"	鈴 木 守	"	白 鳥 文 雄
	"	佐 藤 平 義	"	佐 々 木 昭 雄
	"	千 葉 久	"	津 藤 國 男
	"	太 斎 俊 夫	"	須 藤 茂
	"	佐 藤 重 美	"	伊 藤 竹 志
	"	大 内 朗	"	後 藤 和 廣
	"	小 岩 誠 二	"	飯 田 明
	"	菅 原 佑	"	白 鳥 一 彦
	"	中 鉢 泰 一	"	千 葉 和 恵
	"	石 川 正 運	"	中 條 彦 登
	"	高 橋 義 雄	"	佐 藤 利 郎
	"	千 葉 伍 郎	"	藤 橋 俊 五
"	佐 藤 幸 生	"	鈴 木 国 雄	
"	高 橋 久 伍			
"	佐 々 木 幸 男			

出席者	監査委員	菅原貞夫		
	"	菅原正晃		
欠席者	委員	海老田慶子		
	"	山村喜久夫		
その他出席者	副幹事長	大場秀也	総務第2班長	小野寺世洋
	事務局長	鈴木正志	計画第1班長	高橋正淑
	次長(総務担当)	阿部貴夫	計画第2班長	菅原昭憲
	次長(計画担当)	二階堂秀紀	調整第1班長	鈴木秀博
	次長(調整担当)	千葉浩文	調整第2班長	小野寺桂一
	次長(調整担当)	濁沼栄一	総務第1班員	高橋良通
	総務第1班長	千葉雅樹		
会議の概要	別紙のとおり			
会議録署名委員	委員	鈴木守	委員	佐藤平義
傍聴	一般 13名 報道 10社			

鈴木事務局長 会議開会前に事務局職員を紹介したいと思います。

7月1日に栗原地域合併協議会事務局が設置されまして、組織体制の拡充に伴いまして、事務局職員の充実も図られました。それでは、職員の紹介を会議に先立ちまして行いたいと思います。

(事務局職員を紹介した)

1. 開 会 午後2時00分

それでは、ただ今より第1回栗原地域合併協議会を開会いたします。

本日の会議に欠席の届けが学識経験委員清水町の海老田慶子委員と、同じく学識経験委員一迫町の山村喜久夫委員の2名から欠席の通告がございました。

それでは、早速始めたいと思います。

2. 会長あいさつ

鈴木事務局長 合併協議会の会長、及び副会長につきましては、合併協議会規約第6条の規程によりまして、関係町村の長が協議し、委員の中から選任することとなっております。

協議をいたしました結果、会長には若柳町の菅原町長が選任されております。

それでは、開会にあたりまして、菅原会長より開会のご挨拶を頂きます。

菅原会長 ただ今、ご紹介ありましたように、先日の町村長会議の協議によりまして、再度また任意協議会のあとを引き継ぎまして、法定協議会の会長に選任されました菅原でございます。これから、色々と難しい問題がたくさん出てくるものであらうと思っております。その会長として、皆さんと一緒にこれから力を合わせてそれら難しい問題を解決していかなければならないだろうと存じます。どうかひとつ、皆さんの尚一層のご協力によりまして、この法定協議会の会長として務めを果たしていきたいと思っておりますので、宜しくご協力、ご指導のほどをお願い申し上げます。宜しくお願い申し上げます。

鈴木事務局長 大変有難うございました。

続きまして、副会長に選任されました千葉築館町長さん、そして瀬峰町の佐々木議会議長様より、ご挨拶を頂きたいと思っております。

はじめに、千葉副会長お願いいたします。

千葉副会長 副会長を拝命しております築館町長の千葉でございます。会長を助けて副会長らしい振る舞いをしていきたいと考えておりますので、宜しくお願いいたします。

鈴木事務局長 続きまして、佐々木副会長お願いいたします。

佐々木副会長 副会長を仰せつかまつりました佐々木でございます。執行者ではない方の代表としてしっかりと皆さん方のご意見を伝えながら会長を補佐してまいりたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

鈴木事務局長 大変有難うございました。

それでは、委嘱状の交付を行います。その前に、関連して公務災害の取扱い等について、事務局が

ら若干の説明を申し上げます。

事務局阿部次長 今回は学識経験委員さん、監査委員さんにつきましては、それぞれの町村からも委嘱状が交付されます。この点について簡単に説明させていただきます。

事務局といたしましては、この法定協議会から正式に、学識経験委員の皆様、監査委員さん方に対しまして、これまでの労災保険の適用に代えて各町村の公務災害補償制度の適用を受けられるように考えております。去る6月26日の10町村長による協定で正式に確認されたところであります。公務災害補償制度とは、簡単に申し上げますと、公務上の災害、又は通勤による災害に対する療養補償ですとか、休業補償、傷害補償等の補償制度のことです。法定協議会の委員となられました学識経験委員さん、監査委員さんにつきましては、法定協議会の非常勤特別職に属する職員ということで位置づけられますが、あくまで法定協議会の非常勤特別職であって、このままですと、直ちにそれぞれの町村の公務災害補償制度の適用を受けることが出来ません。そこで、それぞれ所属する町村の非常勤特別職として併せて任用させて頂くことによりまして、公務災害補償制度を受けられるようにしたものでございます。

先日、各町村から学識経験委員皆様と、監査委員さんの委嘱状をお預かりしてまいりました。本来ならば、それぞれの町村から交付すべきところですが、予めお手元にお配りすることでご了承頂きたいと思っております。

なお、各町村長さん、議長さん、議員さん並びに県職員の委員さんにつきましては、それぞれ所属する町村等での規程により補償されるものでございます。

以上でございます。

鈴木事務局長 ただ今、公務災害の取扱いについてご説明申し上げましたけれども、ご了承頂くということで、委嘱状の交付の方に移らせて頂きたいと思っております。

3. 委嘱状の交付

鈴木事務局長 それでは、委嘱状の交付を行いますが、委員の皆様方につきましては、氏名をお呼びいたしますので、その場にご起立をお願いいたします。

なお、交付につきましては代表受領とさせていただきますことをご了承願いたいと思っております。

[委員に対し委嘱状の交付]

続いて、当協議会の監査委員の委嘱状交付です。監査委員の選任につきまして協議会規約第17条第1項の規定におきまして、関係町村の長が協議して定めた町村の監査委員2名を委嘱することとなっております。協議の結果、栗原地方町村監査委員協議会会長、副会長にお願いすることとなりました。ご紹介申し上げます。金成町代表監査委員菅原貞夫様、若柳町代表監査委員菅原正晃様です。

[監査委員に対し委嘱状の交付]

鈴木事務局長 以上で委嘱状の交付を終わります。

4. 議 事

鈴木事務局長 それでは、これより議事に入ります。

協議会規約第9条第1項によりまして、会長が議長になることと定められておりますので、これより菅原会長に議事進行をお願いしたいと思います。

会長、宜しくお願い申し上げます。

議長 それでは、これから会議に入りますので宜しくお願いいたします。

本日の第1回の栗原地域合併協議会は定足数に達しておりますので、ただ今から第1回の栗原地域合併協議会を開会いたします。

本来ならば、協議会の規約等、それから規程等これからご報告申し上げますが、その中に会議には会議録の署名委員を指名することとなっております。その報告の前に署名委員をここで指名していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

議長 異議がないものと認めまして、署名委員を指名いたします。それでは、署名委員といたしまして、築館町議会議長の鈴木守さん、若柳町議会議長の佐藤平義さん、御両名を指名いたしますので、宜しくお願いしたいと思います。

それでは、本日の会議ですが、皆さんのお手元に会議次第が配布されております。この次第に従いまして進めていきたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

4番目の報告に入ります。この報告ですが、1号から11号まであります。これから皆さん方に説明する方法といたしまして、報告1から順次行った方がいいか、それとも1から11までまとめて事務局の方から説明させまして、都度1号からそれぞれ報告の内容について決めていきたいと思いますが、これで宜しいですか。それともひとつずつやっていきますか。どちらが宜しいですか。一括で宜しいですか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、さようにさせていただきます。

- 報告第 1号 栗原地域合併協議会規約について
- 報告第 2号 栗原地域合併協議会小委員会規程について
- 報告第 3号 栗原地域合併協議会幹事会規程について
- 報告第 4号 栗原地域合併協議会専門部会規程について
- 報告第 5号 栗原地域合併協議会分科会規程について
- 報告第 6号 栗原地域合併協議会会議運営規程について
- 報告第 7号 栗原地域合併協議会事務局規程について
- 報告第 8号 栗原地域合併協議会公印規程について
- 報告第 9号 栗原地域合併協議会財務規程について
- 報告第10号 栗原地域合併協議会傍聴規程について
- 報告第11号 栗原地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

議長 それでは、一括報告議題にいたしまして、報告第1号から報告第11号まで事務局の方から説明をさせますので、宜しくお聞き取りをお願いしたいと思います。事務局、説明して下さい。

事務局阿部次長 それでは、お手元の資料1頁をご覧頂きたいと思います。

報告第1号 栗原地域合併協議会規約について説明します。

2頁をお開き頂きたいと思います。こちらの規約ですが、去る6月24日に栗原郡内10町村の各町村議会において、充分なご審議のうえ可決頂いた規約です。恐れいりますが、要点のみの説明とさせていただきますので、宜しくお願いいたします。

まずは、第1条でございます。第1条は合併協議会の設置についてですが、根拠といたしましては、地方自治法と市町村の合併の特例に関する法律、この2つが根拠法令となっております。地方自治法第252条の2第1項では、「地方公共団体の事務の執行について連絡調整を図り、または広域的な計画を作成するために協議会を設けることができる」と規定されています。

それから市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法第3条第1項ですが、こちらには「市町村合併をしようとする市町村は、合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成、その他市町村の合併に関する協議を行う協議会を置く」と定められております。

次に、第2条 合併協議会の名称についてです。「栗原地域合併協議会」という名称を規定したものです。

第3条 協議会の事務についてです。

第1号は関係町村の合併に関する協議です。これにつきましては、合併の期日、庁舎の位置、場所、新市の名称といった協定項目の協議を行うということです。

第2号は合併特例法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成です。

これは10町村の合併に際して、住民の方々に合併したらこのようになりますというまちづくり、そういったもののビジョン、将来像を示すものです。合併したときの新市のマスタープラン、基本計画としての役割を果たすもので、こちらの作成を今後行っていききたいと思います。

第3号は、先ほどの第1号、第2号以外のその他の合併に関する協議について定めたものです。

続きまして、第4条 協議会の事務所についてです。

これは、県の合同庁舎の中に置かれまして、これまでの任意協議会どおりです。

第5条から第8条までにつきましては、協議会の組織等についての規定です。会長、副会長さんにつきましては、先ほどのご紹介のとおりです。会長として、栗原地方町村会会長である菅原若柳町長さん、副会長として栗原地方町村会副会長である千葉築館町長さん、並びに栗原地方町村議会議長会会長である佐々木瀬峰町議会議長さんがそれぞれ選任されたものです。

続きまして、第9条について説明させていただきます。

協議会の会議です。協議会の会議は、会長が招集し、議長となって運営していくこととなります。また、ここに記載されていない会議の運営に関することについては、第5項にありますように、このあとに報告の第6号 合併協議会会議運営規程でご説明させていただきます。

第10条 職員等の出席です。

この規定を基に協議会の幹事長等、並びに関係する各町村職員等が会議に出席させて頂くこととなります。

それから、第11条 小委員会の規定です。

この小委員会の設置につきましては、今後委員皆様の協議により決定されます。一般的には、新市の

名称、新市の事務所の位置など協議に時間を要すると思われる個別案件を、専門的に議論いただくために設置するものです。

続いて、第12条 附属機関についてです。

この附属機関の設置につきましても、今後皆様の協議により新市建設計画を作成していく過程で、協議会の求めに応じて、必要な調査・検討を行い、協議会に対して提言としてまとめて頂くことを目的として設置されるもので、一般的には附属機関として例えば、まちづくり検討委員会といったものが想定され、その設置等の概要につきましては、次回以降の協議会においてご提案し、ご協議頂きたいと思っております。

第13条 幹事会、第14条 事務局についてです。

協議会をサポートするために必要な幹事会と事務局の設置規定です。幹事会規程と事務局規程につきましては、後ほど説明させていただきます。

第15条 協議会の経費についてです。

第15条につきましては、本協議会の経費に関する規定です。後ほど予算案の方で説明させていただきますが、各町村均等にご負担頂くことでご協力いただいているところであります。

続いて、第16条 財務に関する事項です。

財務規程につきましても、後ほど具体的に説明させていただきます。

第17条 監査についてです。

監査委員さんにつきましても、先ほどご紹介がありましたように、栗原地方町村監査委員協議会会長で金成町代表監査委員であります菅原貞夫さん、同副会長で若柳町代表監査委員であります菅原正晃さんにご就任頂いたところです。

第18条 報酬及び費用弁償についてです。

こちら、後ほど報酬、費用弁償の規程のほうで説明させていただきます。

第19条 協議会解散の場合の措置です。

この場合には、既に解散しているために「会長であった者が」という記述になっています。

第20条は委任です。

第20条は委任事項で協議会運営に関する必要事項が生じた場合、これらにつきましては、会長が別に定めるとしてあります。

以上がこの協議会の基本となります規約の概要です。

続きまして、資料5頁をご覧頂きたいと思っております。

報告第2号 栗原地域合併協議会小委員会規程について説明します。

6頁をお開き下さい。

規約の第11条の方でも説明いたしましたが、この小委員会の設置につきましては、今後委員皆様の協議により決定されます。一般的には、新市の名称、新市の事務所の位置など協議に時間を要する個別案件を専門的に議論いただくために設置するものです。

第2条 組織等では小委員会委員には、会長が指名する協議会の委員をもって構成するとされております。

第3条 委員長の職務、第4条 会議、第5条 職員等の出席につきましては、記載のとおりです。

また、第6条 報告につきましても記載のとおりであり、第7条 庶務は事務局で行うというものです。

第8条は、委任についてです。

小委員会の運営に関する必要事項が生じた場合、これらにつきましては、小委員会の委員長が別に定めとしています。

7頁をお開き下さい。

報告第3号 栗原地域合併協議会幹事会規程について説明します。

8頁をお開き下さい。

幹事会の職務につきましては、規約の第13条第1項に規定するとおり協議会に報告、提案する議事内容について協議する、いわゆる事務方の調整機関です。構成メンバーにつきましては、9頁にありますとおり、関係町村の助役さん、関係町村の合併事務担当課長さん、栗原地域広域行政事務組合の助役さん、並びに総務課長さん、栗原地方町村会事務局長さん、宮城県築館地方県事務所地域振興部次長さんで構成されています。

なお、昨日7月2日の第1回幹事会におきまして、幹事長には志波姫町の佐藤助役さん、副幹事長には瀬峰町の大場助役さんがそれぞれ選任されましたので、併せてご報告させていただきます。

規程の内容につきましては、推進協議会の幹事会規程と同じですので、詳しい説明につきましては省略させていただきます。

10頁をお開き下さい。

報告第4号 栗原地域合併協議会専門部会規程について説明します。

11頁をお開き下さい。

専門部会は、ただ今ご説明申し上げました幹事会の下に属する組織であり、所掌事務といたしましては、幹事会規程第5条にありますとおり、10町村の事務事業の調整のとりまとめを行ってまいります。13の専門部会を組織しており、その構成メンバーは各町村のそれぞれの事務担当課長さんとなっております。

なお、12頁をお開き頂きますと一番下の欄、病院部会というのがあります。推進協議会の規程では、空欄となっていました築館町、一迫町、金成町、志波姫町にそれぞれ担当課を入れまして、また一部事務組合に医療組合栗原中央病院を入れて、体制を整備したもので、それ以外の部分につきましては、すべて推進協議会の専門部会規程と同じですので、詳細につきましては省略させていただきますので、宜しくお願いします。

それでは13頁をお開き下さい。

報告第5号 栗原地域合併協議会分科会規程について説明します。

14頁をお開き下さい。

分科会につきましては、10町村の事務事業調整の作業組織です。30の分科会があり、構成メンバーといたしましては、各町村の課長補佐さん、係長さんなどで構成しておりまして、現在も事務事業調整ということで会議等を開催しまして、色々事務事業の調整案につきましてご協議頂いているところでございます。

なお、この分科会の規程につきましても、先ほどの専門部会規程でお話した病院部会の整備拡充を除

きましては、推進協議会の分科会規程と内容は同じですので、こちらの説明の方も省略させて頂きたい
と思います。

17頁をお開き下さい。

報告第6号 栗原地域合併協議会会議運営規程について説明します。

18頁をお開き下さい。

この規程につきましては、会議の運営に関して必要な事項を定めるため規約第9条第5項の規定に基
づくものです。

第2条から説明させて頂きます。

第2条は基本方針についての規定です。会議は原則公開とすること。会議の運営に際しましては、公
平・公正な協議の推進に努めるということです。

第3条につきましては、会長さんを含め出席者の皆様の責務について規定しています。

第4条は計画的な会議開催を行うことを規定したものです。次回の会議におきまして、協議会の年間
スケジュールをお示ししたいと考えておりますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

第5条は会議の開閉についての規定です。

第6条は会議の進行についてです。

協議会は議決機関ではありません。協議を行うための組織です。従いまして、評決により協定項目等
を決定していくわけではありません。皆様が個々の事項につきましてご議論いただきまして、皆様すべ
てのご理解を得ていくことが協議会の会議の本質であり、原則です。そのことをこの規定により確認さ
せて頂いておひます。

ただし、どうしても意見が分かれた場合として、過半数ではなく3分の2以上の賛同で決めることと
したものです。

第7条は会議公開についてです。原則公開、過半数の同意で非公開という規定です。

第8条 傍聴に関する規定です。傍聴に関する詳細につきましては、傍聴規程を設けておひますので、
後ほどご説明させて頂ひます。

第9条は会議録の調製と署名委員を設けることの規定です。署名委員さんにつきましては、先ほどご
紹介おひました築館町の鈴木議長さん、若柳町の佐藤議長さんに本日の協議会についてはお願ひしたい
と思ひます。

第10条はその会議録の公開についての規定です。会議録等につきましては、会議同様公開が原則で
す。

第11条は会議の規律事項についてです。

それから第12条につきましては、委任規定となっておりまして、この規程に定めるもののほか会議
の運営に関して必要な事項については会長が別に定めるということを規定しておひます。20頁には関連
する様式も示しておひます。

引き続き21頁をお開き下さい。

報告第7号 栗原地域合併協議会事務局規程について説明します。

22頁をお開き下さい。当協議会の事務局についての規定です。

第2条で規定してありまして、4つほどの事務を分掌するという形で規定させて頂ひておひます。

組織及び職員につきましては、第3条から第5条まで規定しておりますとおり、総務第1班、同2班、計画第1班、同2班、調整第1班、同2班、以上6班体制で組織を拡充しまして、今後の円滑な協議会運営が行われますように事務局体制を整備しています。

第6条につきましては、会長の決裁事項、それから第7条は事務局長の専決事項、以下、代決事項、それから文章の取扱い、職員の服務、職員の給料等についての規定です。

これらの規定につきましては、推進協議会の事務局規程と同じですので、詳細の説明につきましては省略させていただきます。24頁には各班ごとの分掌事務を細かく書いていますので、ご覧頂きたいと思えます。

25頁をお開き下さい。

報告第8号 栗原地域合併協議会公印規程について説明します。

26頁をお開き下さい。合併協議会の会長印、公印についての様式等を規定しています。規定内容につきましては、町村の一般的な公印規程と同じですので、宜しくお願いします。

28頁をお開き下さい。

報告第9号 栗原地域合併協議会財務規程について説明します。

29頁をお開き下さい。

これは規約のご説明でもお話ししましたとおり、当協議会の経費につきまして、10町村均等にご負担頂くという形で、負担金を頂きまして各町の予算決算とは別に独立した予算決算を持ちます。そのために、この財務規程を定めさせていただくものですが、基本的な考え方といたしまして、通常の行政の予算決算の在り方と同じように考えております。

第2条にありますように、行政と同じように会計年度単位で歳入歳出予算を組むという形で考えております。

それから、補正予算の考え方とか、歳入歳出予算の区分の考え方、さらには出納、及び現金の保管等につきましては記載のとおりです。

決算につきましても、第8条に規定しているとおり、会計年度単位で行いまして、規約にもありました2町の代表監査委員さんの監査を頂くこととしております。

なお、第9条までの規定以外の財務の取扱いにつきましては、若柳町の規則等を準用させて頂くことを第10条の方で規定しております。

31頁をお開き下さい。

報告第10号 栗原地域合併協議会傍聴規程について説明します。

32頁をお開き下さい。

傍聴規程の規定内容につきましては、推進協議会の傍聴規程とほぼ同じです。ただ2、3追加している部分がありますので、その部分をご説明したいと思います。今後、合併協議が進んでいきますと、傍聴者の方の数が增加することが予想されます。会議は原則公開ということから、出来るだけ傍聴席を用意したいと考えていますが、やはり会場の規模による制約が出てきます。

第4条第2項におきまして、先着順に傍聴証の交付という形にかえまして、許可すること、それから、第5条におきましては、交付した傍聴証について、退場するときに返還することを規定した内容をこの第5条で追加させて頂いています。

その他につきましては、推進協議会の傍聴規程とほとんど同じですので詳細の説明については省略させていただきます。34頁、35頁にはその関連する様式等があります。

それでは36頁をお開き下さい。

報告第11号 栗原地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について説明します。

37頁をお開き下さい。

この規程につきましては、協議会規約第18条第2項の規定に基づきまして、委員の報酬等に関し必要な事項を定めたものです。推進協議会にも同様の規程がありましたが、大きく2点ほど異なっていますのでご説明いたします。

第2条 報酬に関する規定です。

学識経験委員さんにつきましては、推進協議会では住民委員さんということで報酬をお支払いしていましたが、法定協議会においては、議長さん、副議長さん、議員さんに対しましても、報酬を支給することとさせて頂くことにこの規定によりしております。

額につきましては、日額4000円です。この額につきましては、若柳町の附属機関の委員に対する報酬額と同額です。その額を参考に決めさせて頂いています。

第3条は、法定協議会になりますと全国の法定協議会の連絡会議とか、そういった全国的な会議に会長、副会長さん等々にご出席頂く機会もでてくることが想定されます。

また、今後の計画にもよりますが、委員の皆様方が特定事項について、例えば他の地域を視察するという計画も場合によっては想定されます。

こういった関係から各町村長さん方の旅費につきましても、支給が可能な内容に規定させて頂いております。

関連して第3条第3項の別表、37頁の下になりますが、こちらは費用弁償の件です。

これまでは、一律日額1700円が任意協議会においては支給させて頂いておりましたが、税務署の指導等もございまして、課税対象となる、また今後委員皆様の協議にもよりますけれども、協議会場を場合によっては、他の地域でも開催するとか、そういったことも踏まえまして、なお、先進事例等も考慮いたしまして、基本的に距離1キロ47円と規定しております。距離によって実態に応じた支給に変更したいと思っております。

以上でございます。

議長 ただ今、報告第1号から第11号まで内容の説明がありました。

なお、この報告事項等につきましては、委員の皆様方にも時間はあまりありませんでしたが、予め配布をしてありましたわけですので、ご覧になれたものというふうに思うわけですので宜しくお願ひしたいと思います。

まず、それでは報告第1号の栗原地域合併協議会の規約について、これは各町村の議会で賜ったものとまったく同じでございますので、これは報告どおり了承するということが宜しいですか。

千葉伍郎委員 規約の問題ですが、私達の議会でもだいが議論いたしました。絶対条件かという言い方をしましたら、協議会の中での修正・改正はあり得るという見解を頂いておりますから、そういう立場で何点か質問させていただきます。

提出されました規約に基づく、協議会の組織体系図を出してもらわないと、文言ではかくのとおりで

すが、組織図としてきちんと提出して頂きたい。このことについて、まずお尋ねしておきたいと思います。

2つめには、6月16日に議長さん、議員の代表からなる懇談会が合同庁舎で開催されました。組織体系の在り方、特に町村長の位置づけについて議論いたしました。これらの内容経過はどのように規約を検討する際に反映されたのかお聞かせを頂きたい。

それから、推進協議会の中でも会長は10町村の首長さん方の位置づけについては、色々協議を出しているという言い方をされておまして、発議権は長に専属するものだという立場をとっているようですが、この協議会の議案としての提出前の調整は、一部には町村長会議は任意に位置づけられていると。だから、いいのだという言い方をされていますが、私はやっぱり組織図を示して頂いて、町村長さん方はどの位置にどういう立場でいらっしゃるのか明文化をしておかなければならないのではないかと考えております。明文化をすることが必ずしも阻害するものではないという見解をとられているようですが、逆に明文化をすればどういう問題点が生じるのか逆に明らかにして頂きたい。

それから、地方自治法の252条の3協議会の組織の規定があります。

しかし、合併特例法ではこの252条の3、この中がない252条の3の第2項の規定にかかわらず規約に定めるところにより、という文言がこの合併特例法の中に追加をされています。そうしますと、まさに規約で明文化をすれば、順法として合法的に位置づけられるというふうに私は解釈しているわけですが、この合併特例法の第3条2項規約の定めるところによるという、この文章は事務方としてはどういう見解をお持ちなのか明らかにして頂きたい。

以上です。

議長 はい、わかりました。まず、事務局の方から今質問された内容について答えられる分野について、答えて頂きたいと思います。

鈴木事務局長 ただ今、千葉委員さんから4、5点ほどのご質問、考え方等々についてご質問あったわけですが、まず第1点目の組織体系図について示して頂きたいというご要望です。

これにつきましては、次回の協議会までには、お示しをしていきたいと考えております。

それから、議員さん方の情報交換会の際に、町村長さん方の位置づけについて意見を述べたと。その意見を規約にどう反映させたのかというお話ですが、そういうご意見としては、千葉委員さんはじめ2、3あったかと思いますが、これまでの先進事例も含めまして、千葉委員さんはとくと地方自治法、それから特例法を熟知しておられますので、私から具体的に申し上げるものでもございませんけれども、これまでもちょっとお話しした中では町村合併というのは、それぞれの町村の廃置分合に係わる非常に重要な問題であると。当然、その部分を議会に提案するのは首長さんであるというふうに私は認識しておりますので、当然ながら規約にきちんと、例えば理事者、理事会というような位置づけをしなくても、自分たちの町の将来の舵をとる首長さんですので、そういう明文化をしなくても、合併についての意見交換であるとか、そういう調整は出来るものと考えております。

それから、特例法の規定に定めるところによりという規定についてどのように考えるかということですが、そのとおりでありまして、規程に定めれば、ある程度の協議会の根幹を成す規程ですので、そのとおりだと思います。

例えば、明文化しなければ逆にどんな障害があるかというお話ですが、特にその辺については、今の

ところ障害があるとかないとかいうふうには特別に考えてはおりませんが、基本的に先ほどの規約の説明を申し上げた折りに、あの規約でもって10町村のそれぞれの議会が議決を頂いたということで、ご了解を頂ければと思います。以上でございます。

議長 今、事務局の方からなかなか難しい答弁をしました。

何が一体これで不都合なのかと思うのですが、町村長の立場というところを力説しているようですが、この規約、各町村で皆原案どおり可決されましたので、これから協議会で規約は改正されるものであろうと思いますが、まずこれで第1回目の出発をしようということでまいりましたので、この規約については当然登米地域や他の法定協議会を立ち上げているそれぞれのところがありますが、それらとこれはほぼ同じものですから、ひとつこの協議会の規約については、この規約でもってやっていこうということでご了承賜りませんか。

千葉伍郎委員 法定協議会そのものは、私は一步一步積み上げていく過程が非常に大切であると思っています。推進協議会の場合は、かなりの部分で先送りをされてきたという私はきらいをもっているのですが、少なくともこの法定協議会にいけば、後戻りはできないのではないかと考えています。一步一步積み上げていく、多少の時間がかかっても積み上げていくという基本的な姿勢が、私はお互いの話し合いにのる、テーブルの俎上だと思っています。

ですから、先程来言っているように、合併特例法の規程に定めるところによりは、そのとおりだというのであれば、それはなぜその16日の会議も含めて出たにもかかわらず、そういう議論に発展していかないのか、あるいは県内ではありませんとか、全国ではありませんとかではなくて、本当にそういうところが議論されたのかということが非常に問題なのです。そういう過程をしっかりと報告をさせていただいて、そして、そういう議論の中でこういう問題が位置づけられてきたのだということがあれば、私自身も納得するのですが、そういう過程がまったく全然要領を得ません。事務局長の答弁を聞いていますとまったく要領を得ません。認めているような、認めていないような、そうであるようなそうでないような、そういうような会議を続けていったら、私は、この大事な合併協議会、積み上げていかなければならないという重要な過程を踏まえていく協議会としては、あまりにも雑ぱくではないかと。やっぱり、規約の中で議会の議決を経たからいいという言い方をしますが、議会の中では、今言ったように協議会ですから、議会の提案権と協議会の提案権と組織がまったく違います。自治法上からいっても、そんな議会と協議会を一緒にして議論をするような仕方はおかしいと思う。その議論があるのならあるなりに、やっぱり釈明をして、理解と協力をもらって積み上げていく。この過程こそが合併協議会の、私は今日の出発のスタートラインだと思っています。次回に組織図を出しますから、誰が考えたって文章を略すればこういう組織図になりますという、一般の方々でも自治法上252条の3、4だと言っても、自治六法を持ってきているわけではありませんから、組織図ではこうなるのだなあということをするれば、一番早わかりなのです。そういう書類を出さないで、初日から次回出しますというこういう進め方というのは、出発にあたっての姿勢としていかなものかというふうに思っていますから、これは事務局長でも会長でも結構ですから、明解なご回答をいただきたいと思います。

菅原会長 会長から答弁させて下さい。

組織図ということですが、これはどのような組織になるかは、今事務局の方で検討させてまいりますので、今ここで出せと言われてもないものをすぐ出せませんから、ひとつご了承下さい。

それから、千葉委員さんがおっしゃいますように、規約に不都合があるというような場合、規約はもし直すのであれば協議会できちんと検討して、このような規約が必要だということになれば、これまた10町村にかけて、この規約は改正していかなければならないものであろうと私は思います。そうなりますと、どこかの町がこれは必要ないとなれば、元の規約に返らざるを得ないとそのようになるのではないかと思うのですが、まずもってここでご了承賜って進めさせて頂きたいと思います。

遠藤實委員 私は今話を聞いていて、今回の栗原地域の合併協議会の規約は10町村のそれぞれの議会で首長が提案して議決しているわけです。

今の意見はそれぞれの町の議会で質疑される問題であって、10町村同じもので今回は栗原地域合併協議会を設立しようということ、そこからスタートしますので、これにそれぞれの議会でどういう質疑の内容が出たかわかりませんが、そこで議決された町がこの10町村に参加するのだらうと私はこう理解するのですが、それだけでいいのではないですか。

ですから、今回の協議会の規約は、色々不備な点もあると思います。私も若干ありますけれども、これはこれで今からスタートするその合併について、いかに住民のコンセンサスを得て早く目標に向かって進むかというひとつの効率的な意見、さらにこの規約の中に規定もありますが、公正・公平な、しかも譲るところは譲って、お互いに合併しようという大きな目的がありますので、今私の聞いている範囲ではそれ以前の内容の意見だと思いますので、これはそれぞれの町村の議会で議論すべき意見ではないのかなと、私自身が理解しました。以上です。

議長 千葉さん、どうでしょう。今、遠藤委員が申し上げましたようにこの規約についての不備な点と申しますか、この町村長の立場、在り方、これを今論議されたのだと思いますが、結果的にはわれわれ10町村の町長としても、この立場についてはだいたい論議をいたしまして、現段階としては、この規約に定めてあるような方法で進むより仕方がないのではないかと申すこと、これは決定したものでございますので、その辺もご了承賜りたいと思います。

それでは、千葉委員さんからは、この報告第1号の規約について色々ご質問がありましたが、今申し上げましたように10町村可決されました原案ですので、この報告第1号の栗原地域合併協議会の規約については、報告を了承するという事で宜しいですね。

(「異議なし」の声)

議長 有難うございました。

以上のとおり決定させて下さい。

それから、報告第2号 栗原地域合併協議会の小委員会の規程についてこれも宜しいですか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、報告第2号 栗原地域合併協議会の小委員会の規程についても、報告どおり了承することに決定させて下さい。

報告第3号 栗原地域合併協議会幹事会の規程について、このことについて何かご質問ございますか。

千葉伍郎委員 幹事会の構成員の問題です。

今までは、職員、それぞれの主管をしている課長さんで構成されています。その上に調整会議ということで助役さん方の会議がありました。言ってみれば、推進協議会での幹事会は、まさに事務レベル、職員レベルの位置づけでありました。そして、その上に町長の命を受けた助役が政治的な判断も含めて、

調整をするという組織があったわけですが、この幹事会が今度は政治家と事務方と一緒にして、事を決めていく。

これは私は、逆に後退するのではないかなと。まさに事務方の正論が政治的な事も含めて判断をするというのが、従来の助役さん方で組織していた調整会議ではなかったのでしょうか。この各町村の最終的な意見調整をする機関というのは、これが省かれてどこで一体政治的な問題で調整をしようという考え方から、この調整会議がなくなったのか。

そして、従来の調整会議が幹事会に統合されたような形になっていますが、これらの考え方を聞かせて下さい。

議長 それでは、まず、事務局の方から回答させます。

鈴木事務局長 推進協議会の時には、幹事会、これは合併担当課長さん方で組織するという位置づけ、それから、調整会議というのは町村の助役さん方で組織するもので、協議会に提案する中でも、特に重要な事項については調整会議においても協議していただくという考えで組織したところございます。

色々先進事例等を見ますと、協議会に構成する市町村の助役さん方が入っているところもありました。

さらに、その協議会委員として出席されている助役さんが、今度は幹事会という組織の中にも幹事として加わりながら、事務方の部分とのパイプ役という位置づけで構成した先進事例もありました。

色々考え方がありまして、助役さんを政治家というような考え方もあるわけですが、助役さんの職務というのは、当然ながら首長さん方を助けながらそれぞれの町村の事務の執行を監督するという立場もございまして。そうしたことから、合併という大きな諸問題を考える上には何ら助役さん方が幹事会の中に構成員として入ることには、問題はないのかなと理解しております。

会長 会長から申し上げますが、幹事会に助役を入れたということ、このことについては、町村長会議でも色々とお話をいたしまして、今までどちらかと言いますと、助役の調整会議がなかなか機能しなかったというのも、今までの任意協議会の際にもありましたので、最初から合併を担当する課長とそこに助役を入れてやっていく方が、効率的になるのではないかということで、こういうふうになったのであろうと了承いたしましたので、この幹事会規程は、町村長としても町村長会としても了承したものですので、ひとつご了承賜りたいと思います。

議長 ご意見ありましたが、この報告第3号 栗原地域合併協議会幹事会規程についても報告どおり了承するというようにして宜しいですか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、報告どおり了承することにさせて下さい。

それから、報告第4号 栗原地域合併協議会専門部会の規程について、このことについて何かご質疑ございますか。

(「なし」の声)

議長 それでは、報告第4号 栗原地域合併協議会専門部会の規程についても報告どおり了承することに決定させて下さい。

続いて、報告第5号 栗原地域合併協議会分科会規程について、このことについてご質疑ございますか。ありませんか。

(「なし」の声)

議長 それでは、報告第5号 栗原地域合併協議会分科会規程についても報告どおり了承するという
ことで決定させて下さい。

報告第6号 栗原地域合併協議会会議運営規程について、このことについて何かご質疑ございますか。
ありませんか。

(「なし」の声)

議長 ないものと認めます。

それでは、報告第6号 栗原地域合併協議会会議運営規程についても、報告どおり了承することに決
定させて下さい。

報告第7号 栗原地域合併協議会事務局規程について、このことについてご質疑ございますか。宜し
いですか。

(「なし」の声)

議長 それでは、報告第7号 栗原地域合併協議会事務局規程についても報告どおり了承することに
決定させて下さい。

報告第8号 栗原地域合併協議会公印規程について。これは、宜しいですね。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、報告第8号 栗原地域合併協議会公印規程についても報告どおり了承することに決
定させて下さい。

報告第9号 栗原地域合併協議会財務規程について、このことについて何かご質疑ございますか。

(「なし」の声)

議長 それでは、報告第9号 栗原地域合併協議会財務規程についても報告どおり了承することに決
定させて下さい。

報告第10号 栗原地域合併協議会傍聴規程について、このことについて何かご質疑ございますか。

(「なし」の声)

議長 それでは、報告第10号 栗原地域合併協議会傍聴規程についても報告どおり了承することに
決定させて下さい。

(「異議なし」の声)

報告第11号 栗原地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について、このことにつ
いてご質疑ございますか。

佐々木昭雄委員 支給方法とか金額等についてのことでなくて、作りとして字句を統一した方が
いいのではないかと思います。

というのは、「協議会の委員等」という言葉と「協議会委員」という言葉を2つ使い分けされている
ようですが、1条の方はこれを使わなければならなかった理由がわかるのですが、2条、3条、4条に
ついては協議会委員等と字句を統一したほうがいいのではないかと。18条の2の規定というのは、第
2条の前段に書いてあるところが、すべてこの規定の中に入らさうと思っております。

私の考えとしては、第2条の協議会の会長以下括弧書きのところまでを第1条で規定していけば、こ
の字句は全部協議会委員と修正、あるいは統一できるのではないかと思いますので。

この協議会委員等と「等」のつかないところの使い分けをしたのかどうか。その点だけお願いしたい

と思います。

議長 これ何か使いわけの理由ありますか。

事務局阿部次長 規約からの引用もありまして、第1条の方ではお話のとおりそのようになっているわけございまして、第2条につきましてはそれ以下の部分で、会長、副会長、及び監査委員さんの方々を、協議会委員等ということでここで言い直しております。

特に、使い分けているわけではございませんで、このとおりでご理解頂きたいと。通常の規程のつくりかたで言えば、ご指摘のとおりここは同じ意味になりますので、協議会のをとるのが通常かと思いません。

議長 これ、今、佐々木さんおっしゃいますように、今後検討させまして不備な点がありましたら、後で改正いたしまして、また協議会の方にご報告をするということではいかがでしょうか。宜しいですか。

(「異議なし」の声)

議長 では、さしあたっては、報告第11号 栗原地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について、その他に何かご質疑ございますか。

千葉伍郎委員 別表の3条の関係ですが、主として若柳町をモデルにしたような提案理由の説明がありました。そうしますと、郡内10町村の平均値はどうようになるのでしょうか。

事務局阿部次長 郡内10町村の平均値というか、各町村の数値としては現在把握はしておりません。

しかし、通常他の先進事例等も踏まえて、一般的にどこかの町村の例によるというやり方が一般的です。当栗原地域合併協議会においては、会長の属する町村である若柳を参考にここでも規定しておりますし、また財務規程等においてもすべての財務規程を整備出来るものではありませんので、どこかということで、会長町である若柳町に準じるとしているものでございます。

千葉伍郎委員 すいませんがねあまりにも荒っぽいんですよ。色々言われております。各町村から5百万円ずつ入ったのだから5千万円だ。だいたい使いきれぬのかという、こういう言い方をしております。

もともと、合併そのものは財政危機から始まってこの合併を皆さんが意識するようになったはずです。

今、事務方が言われたように、少なくとも該当する10町村の実態はどうなっているのかということぐらいは調べておいて、従ってこうなるという説得力のあることをしないと、今のような形を私達が議会にいつて報告したら、何やっているんだと言われるのがオチですよ。やっぱり、こういう数字の問題は一人歩きしますから、きちんとしてほしいと思います。注文だけつけておきます。

議長 はい、わかりました。有難うございました。

それでは、報告第11号 栗原地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程については、報告どおり了承するという事で宜しいですか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、色々とありましたが、それらについては今後事務局の方に検討させてまいります。

報告第11号 栗原地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程についても報告どおり了承することに決定させて下さい。

(「異議なし」の声)

議長 続いて、議題に入っていきます。

議案第1号 平成15年度栗原地域合併協議会事業計画について、議案第2号 平成15年度栗原地域合併協議会予算について、これら議案第1号、2号は関連がございますので、一括議題にしていきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、以上2議案を一括して提案をいたします。

議案第1号 平成15年度栗原地域合併協議会事業計画について

議案第2号 平成15年度栗原地域合併協議会予算について

議長 それでは、議案第1号、議案第2号は一括議題と致しまして、直ちにこれらの内容の説明を事務局の方からいただきます。

鈴木事務局長 議案第1号 平成15年度栗原地域合併協議会事業計画についてご説明申し上げます。

39頁にその事業計画についてお示ししております。合併協議会において行う事業といたしまして、項目にありますとおり、合併協定項目の協議、調整、それから市町村建設計画の策定等々、事務事業一元化、協議会の開催、並びに規約がございます小委員会等を設置した場合については、それぞれ必要に応じて開催したり、推進協議会の時と同じような協議会だよりの発行、それからホームページの開設等々をする予定です。

なお、市町村建設計画の策定欄には、細かく内容についてお示ししておりますが、建設計画や財政計画を策定していきますと。それから、先進事例にある例として挙げてはいますが、建設計画を策定するにあたって、まちづくり検討委員会の設置等を行っていきます。

それから、新しいまちにおけるどういったことを住民は望むのかといった、意向調査等々の実施や合併に関するシンポジウム、フォーラム等々も開催していきたいというふうに考えておりますし、事務事業一元化につきましても、協議会でご協議いただく協定項目等々の調整案をまとめて、今後協議会の方で協議していただくという内容です。事業計画の概要についてご説明いたしました。

続きまして、議案第2号 平成15年度栗原地域合併協議会予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52,500千円と定める。2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。平成15年度7月3日提出
栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

法定協議会予算につきましては、国の合併協議会構成町村に対する合併準備補助金、これは1町村あたり5,000千円を上限とするものでございますけれども、これを各町村の負担金として頂くもの、さらには宮城県からの交付金1,000千円、それから推進協議会からの剰余金見込額1,500千円を諸収入で見込み、歳入予算を調整しております。

歳入予算の款項の区分につきましては、第1款負担金、第1項負担金、第2款県支出金、第1項県補助金、第4款諸収入、第1項諸収入、そして歳出予算の款項につきましては、第1款運営費、第1項会議費、第2項事務費、第2款事業費においては第1項事業費、第3款予備費、第1項予備費ということとしております。

それでは43頁の事項別明細書でご説明を申し上げます。

新たな予算でありまして、前年度予算はございませんことから、説明につきましては、本年度予算額のみ説明とさせていただきます。

歳入1款負担金 1項負担金 1目負担金 本年度予算額50,000千円。これは先ほどご説明申し上げたとおり関係町村の負担金で、5,000千円の10町村分ということです。

2款県支出金 1項県補助金 1目県補助金 本年度予算額1,000千円。これは、みやぎ新しいまち・未来づくり交付金ということで宮城県から頂くものです。

4款諸収入 1項諸収入 1目諸収入 本年度予算額1,500千円。これは、説明申し上げたとおり栗原地域合併推進協議会からの剰余金を雑入ということで見込んでいるものです。

それでは、44頁歳出でございます。

1款運営費 1項会議費 1目会議費 本年度予算額7,860千円。

1節報酬から14節使用料及び賃借料です。主に委員さん方の報酬、費用弁償、会議時に要する茶菓代、それから協議会の会議録を作成する委託料、会場借り上げ料等々でございます。

45頁です。

1款運営費 2項事務費 1目事務費 本年度予算額14,449千円。

これは3節職員手当等、4節共済費、7節賃金、4節7節につきましては説明書きのとおり臨時職員の社会保険料、それから賃金等です。

9節旅費、これは事務局職員の出張旅費等々です。

11節需用費 消耗品から修繕料まで4,403千円。

12節役務費 電話料等で718千円。

14節使用料及び賃借料ということで3,956千円。これは、パソコン等事務機器類の賃借料が主なものです。

18節備品購入費 公印規程でご説明申し上げました会長の公印他、事務局体制の拡充に伴います事務用什器類の購入費です。

19節負担金補助及び交付金が720千円ということです。

それでは46頁です。

2款事業費 1項事業費 1目事業費 本年度予算額29,691千円。

これは、1節報酬から14節使用料及び賃借料まで説明書きのとおりでございますが、事業費として規約にもございますが、附属機関等々を設置した場合の委員の報酬、それから様々なフォーラム等々を実施した場合の講師謝礼であるとか、各種報償品等々を措置してございます。

9節旅費では、附属機関等の委員さん方の費用弁償等です。

11節需用費については、附属機関等々の会議に要する消耗品等でございます。

13節委託料は14,175千円ということで金額が入っていますが、ここに示しているような業務委託を予定しています。

14節使用料及び賃借料については、附属機関等の会議を開催する場合の会場使用料等を措置しているものでございます。

以上、議案第2号予算につきましての概要説明を終わります。

議長 はい、それでは今、議案第1号、第2号についての内容の説明がございました。ご質疑を伺っ

てまいりたいと思います。ご質疑ございませんですか。

ここで訂正箇所があるそうですから、事務局の方から申し上げます。

事務局阿部次長 大変申し訳ございません。

お手元の資料40頁議案のところでは、第1章の2、現在資料が歳入予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、1表歳入歳出予算によるとあります。

訂正させていただきます。歳入歳出予算の款項の区分以下同じでございます。歳出という文字を大変申し訳ございませんが挿入お願いしたいと思います。宜しくお願いします。

議長 大変申し訳ございません。

ただ今の、40頁の2項のところは歳入とだけありますが、歳入歳出を挿入して下さいということで、これを原案としてお認め賜りたいと思います。

それでは、ご質疑ございませんですか。

高橋光治委員 6月28日に推進協議会の解散があったと思いますが、その時に決算については、会長が責任をもって行って、それらは予算に反映して、今度合併協議会の方に渡すという話で私は受け取ったと思います。それには、時間がかかるのでということでしたが、本日見ますと、その150万というのが諸収入、決算金という捉え方で宜しいのかどうか。

それから、2つめにはそうなりますと、推進協議会の委員に決算を報告するというところで会長が言明していると思いますが、これらはどのような日程になってきているのか。この点についてお尋ねします。

鈴木事務局長 6月28日の推進協議会の席でそういったことでご確認をいただきました。それで、6月末をもって、色々精算することがございました。

さらに、この会議資料等々については、だいたいその時点でもって捉えたものでございまして、現在の状況からすると、剰余金については158万円程度となる予定でございます。

監査につきましては、色々ここ1日から3日まで諸行事が立て込んでございまして、推進協議会時の監査委員さん方には9日の日に監査を行って頂くということでご了解を得ておりますので、監査が終わり次第委員の皆様は速やかに決算をご報告申し上げたいと考えるものでございます。

議長 宜しいですか。有難うございました。

その他ございませんか。なければ、質疑を打ち切りたいと思いますが、宜しいですか。

(「なし」の声)

議長 それでは、質疑を打ち切ります。

直ちに質疑を打ち切りまして、採決に入ります。

議案第1号 平成15年度栗原地域合併協議会事業計画について、議案第2号 平成15年度栗原地域合併協議会予算については、原案をもって可決することにして宜しいですか。

(「異議なし」の声)

議長 異議がないものと認めます。

それでは、議案第1号 平成15年度栗原地域合併協議会事業計画について、議案第2号 平成15年度栗原地域合併協議会予算については、原案どおり可決することに決定をしましてまいります。

以上をもちまして本日予定いたしておりました報告事項、議決事項は全部終わりました。

5. その他

会長 それでは、議案以外のその他に入りたいと思います。

事務局阿部次長 それではご説明させていただきます。

お手元の資料の一番下の方に一枚ものがあると思いますが、栗原地域合併協議会の提案事項に関する分類方法という紙でございます。今後の協議会の提案に際しましては、ここに掲げます、報告、議案、協議、この3つの区分で今後ご提案させて頂きたいと考えております。

なお、この区分につきましては、これまでの任意協議会と同様の扱いなので、ご了解頂ければと思います。

2つめです。本日の会議のあと、第2回の協議会につきましては、今後提案事項の整理、調整等に少々時間を頂戴したいものですから、次回につきましては、8月7日木曜日、時間は今日と同じ午後2時、場所につきましては志波姫町のエポカ21、くりこま高原駅前にありますエポカ21で行いたいと思います。

なお、後日別途文章でご案内したいと思いますので、宜しくお願いします。それ以降、第3回目以降のスケジュールにつきましては、次回8月7日にご提案したいと考えております。

もうひとつ、お願い事項になります。委員さん方の報酬、それから旅費の実費弁償につきましては。これまで、任意協議会においては現金でのお渡しをしてまいりました。毎回、委員さんに印鑑をご持参いただくというご面倒をお掛けしておりました。

また、今回から議長さん、議員さん、学識経験委員さんへの支給の必要も生じまして、取り扱う金額が大変高額となり、また現金の取扱いでは受付でも混雑のほか、事務手続き上も大変煩雑になります。

そこで、お願いですが、協議会の会議等における報償、費用弁償を予めご指定いただいた皆様の口座の方に、口座振り込みとさせていただけないものかなと。

ただし、一般の金融機関との取引が郵便局においてはなされていないものですから、申し訳ありませんが、郵便局以外の金融機関をご指定いただき、振り込みは原則として協議会の翌日ということで、ご協力いただきたいと思いますと考えております。

ここで、重ねてお願いなのですが、どなたかおひとりでも「私は現金受領がいい」とご希望される方がおりますと、口座払いの手続きと現金払いの手続きの事務で、事務局といたしましては、正直事務局が前よりも煩雑になるわけです。目的とします報酬等の確実な支払いと私どもの事務量の簡素化につきまして、どうぞご協力頂きたいと思います。

なお、口座番号等大変重要な個人情報を取り扱うこととなりますので、その照会の仕方、ご報告いただく仕方につきましては、あとで文書でご案内させていただきたいと考えておりますので、宜しくお願いしたいと思います。

最後にもう1点だけございます。本日、お配りの資料の中に正誤表という小さな紙が入っていると思います。

今回、法定協議会から新たに委員になられた議員の委員さんにつきましては、後日正式に各町村議会を通じて配布されるので、申し訳ありませんが、それ以外の皆様には正誤表があります。これは、前回の推進協議会において作成しました栗原地域合併将来構想の正誤表です。宜しくお願いしたいと思います。

す。以上でございます。

会長 その他の事項で色々大切な事も、今事務局の方からお願いしたようでございますが、宜しいですか。その他のところで今お話したこと宜しいですか。

(「なし」の声)

有難うございました。

それでは、その他についても終わります。

折角の機会です、委員の皆様方からここでお話ございませんか。宜しいですか。

(「なし」の声)

鈴木事務局長 大変長時間にわたりましてご協議賜りまして、大変有難うございます。

それでは、閉会にあたりまして、副会長でございます千葉町長さんの方からご挨拶頂きたいと思えます。

6. 閉会のあいさつ

千葉副会長 法定協議会に入りましてから、第1回の協議会、大変ご熱心なご討議を賜りまして、第1回目の会議を閉じることが出来ましたことを厚くお礼申し上げます。どうも大変ご苦勞様でした。

7. 閉 会

鈴木事務局長 以上で第1回栗原地域合併協議会を終了いたします。
大変ご苦勞さまでございました。

午後3時43分閉会